

# 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化 に対処するための刑法等の一部を改正する法律案の概要

法務省刑事局

## 1 「国際組織犯罪防止条約」の締結に伴う罰則等の整備の概要

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定等を整備する。

### (1) 組織的な犯罪の共謀罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕

重大な犯罪（死刑又は無期若しくは長期 4 年以上の懲役・禁錮の刑が定められている罪。以下同じ。）であって、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又は団体の不正権益の獲得等の目的で行われるものの共謀行為を処罰〔共謀の対象となる犯罪の法定刑が死刑又は無期・長期 10 年を超える懲役・禁錮の場合は 5 年以下の懲役・禁錮、それ以外の場合は 2 年以下の懲役・禁錮〕

### (2) 証人等買収罪の新設〔組織的犯罪処罰法〕

重大な犯罪等に係る刑事事件に関する証人等の買収（偽証、証拠隠滅等の報酬の供与等）を処罰〔組織的な犯罪に係る刑事事件に関するものは 3 年以下の懲役・20 万円以下の罰金、それ以外の場合は 1 年以下の懲役・20 万円以下の罰金〕

### (3) その他〔刑法及び組織的犯罪処罰法等〕

犯罪収益の前提犯罪を重大な犯罪等に拡大  
贈賄罪及び関係罰則につき国外犯処罰規定を整備

## 2 強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備の概要

組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する。

### (1) 強制執行を妨害する行為についての処罰対象の拡充〔刑法〕

封印等破棄罪（現行刑法 96 条）の処罰対象の拡充  
封印等が取り除かれた後に行われる妨害行為をも処罰  
強制執行妨害罪（同 96 条の 2）等の処罰対象の拡充  
無償譲渡等による金銭執行の引当財産の減少行為等をも処罰

### **競売等妨害罪（同96条の3）の処罰対象の拡充**

競売開始決定前に行われる入札等の公正を害する行為をも処罰

- (2) 上記犯罪及び関係罰則の法定刑の引上げ〔刑法等〕

[懲役刑 2年 3年]

[罰金刑 20万円(封印等破棄罪), 50万円(強制執行妨害罪), 250万円(競売等妨害罪)  
250万円, 懲役刑との併科可]

- (3) 加重処罰規定の新設〔刑法及び組織的犯罪処罰法〕

報酬目的の場合及び組織的に行われる場合の強制執行妨害行為を加重処罰 [5年以下の懲役刑, 500万円以下の罰金, 併科可]

## **3 ハイテク犯罪に対処するための法整備の概要**

情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、所要の規定を整備する。

- (1) 不正指令電磁的記録作成罪等の新設〔刑法〕

コンピュータウィルスの作成・提供・供用 [3年以下の懲役・50万円以下の罰金], 取得・保管 [2年以下の懲役・30万円以下の罰金] の処罰

- (2) わいせつ物頒布等罪の処罰対象の拡充〔刑法〕

わいせつな電磁的記録の頒布行為をも処罰

- (3) 電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続等の整備〔刑事訴訟法〕

### **電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備**

電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して、差し押さえることを可能とする

#### **記録命令付差押え**

電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を他の記録媒体に記録させて、差し押さえることを可能とする（裁判官の許可）

#### **電気通信回線で接続している記録媒体からの複写**

電子計算機の差押えに当たり、ネットワークで接続している記録媒体であって、当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めらるるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を電子計算機等に複写して、差し押さえることを可能とする（裁判官の許可）

#### **通信履歴の電磁的記録の保全要請**

捜査機関が、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴（通信内容は含まれない）のうち特定のものを、一定期間消去しないよう求めることを可能とする